

# 病床規制の特例による病床の新設・増床の容認

(国家戦略特別区域法 第14条)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

※医療法

病床過剰地域<sup>※</sup>では、公的医療機関等の開設・増床は原則禁止

※都道府県の定める各医療圏において、既存病床数が都道府県医療計画における基準病床数を超える地域

### 特例措置

都道府県は、病床過剰地域においても、最先端医療を提供する医療機関に対して必要な病床の増床(開設含む)を許可

### 効果

最先端医療の提供による世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成

## 規制改革の概要

